

令和8年度輸出プレイヤーの新たな発掘対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 海外市場の拡大やニーズの多様化に対応するには、農林水産物の輸出に関心があり、輸出拡大に取り組もうとする者（以下「輸出プレイヤー」という。）の裾野を拡大させることが重要であるため、新規輸出プレイヤーによる研修会参加や展示会出展、トライアル輸出、現地商談会・ニーズ調査等に要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとして、この要綱を定める。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

- 第3条 補助金の申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、ブランドおおいた輸出促進協議会長（以下「会長」という。）が別に定める期日までに会長に提出しなければならない。
- 2 補助金の申請にあたっては、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、申請者の営むおもな事業、申請者の資産及び負債に関する事項、補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項とする。

(補助条件)

第4条 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（会長が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第2号様式）を会長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は会長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(補助金の交付決定の通知)

第5条 交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 申請の取下げができる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して1

5日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第7条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、会長が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第4号様式)を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 実績報告は、補助事業実績報告書(第5号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに会長に提出しなければならない。

- (1) 契約書又は見積書の写し
- (2) 補助事業の経過及び完了を証するに足る写真
- (3) 領収書又は請求書の写し
- (4) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第10条 額の確定通知は、補助金の額の確定通知書(第6号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数)

第11条 この要綱の規定により会長に提出する書類の部数は、正本1部とする。

附 則

この要綱は、令和8年度の予算に係るブランドおおいた輸出促進協議会輸出プレイヤーの新たな発掘対策事業から適用する。

交付については、この要綱に定めるもののほか、大分県補助金等交付規則(昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。)に準じて取り扱うこととする。

別表

輸出プレイヤーの新たな発掘対策事業

補助対象事業	補助対象経費	補助率	備考
(1) 出展等にかかる経費 (出展料、渡航費、移動費、宿泊費、通訳費、翻訳費)	<ul style="list-style-type: none"> ・展示会等への出展に係る経費 ・展示会等への移動に係る経費 ・展示会等開催期間中の宿泊費、ただし日程の関係で前泊もしくは後泊となるものも対象 ・通訳費及び翻訳費 	1 / 2 以内	上限 30 万円/事業者
(2) トライアル輸出	試験的な輸出に係る経費 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな輸出（輸出先・品目など）に係る輸送費やサンプル代などの経費 		
(3) その他	その他会長が認める経費		

※ただし、次に掲げるものは、補助対象経費に含まれません。

- ・ 飲食、娯楽、接待に係る経費
- ・ 財産形成につながる経費
- ・ 展示会等において試食用に提供する商品経費
- ・ 景品等の購入経費
- ・ 単なる視察
- ・ バイヤーの招へい 等

第1号様式（第3条関係）

令和8年度輸出プレイヤーの新たな発掘対策事業補助金交付申請書

年 月 日

ブランドおおいた輸出促進協議会長 殿

申請者

住 所

名称及び代表者の氏名

年度において、下記のとおり輸出プレイヤーの新たな発掘対策事業を実施したいので、
補助金 円を交付されるよう、輸出プレイヤーの新たな発掘対策事業費補助金交
付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

事業区分	実 施 時 期		事業概要
	着手予定 年月日	完了予定 年月日	
(1) 出展等にかかる経費 (出展料、渡航費、移動費、宿泊費、通訳費、翻訳費)			
(2) トライアル輸出			
(3) その他			

3 経費の配分及び負担区分

事業区分	総事業費	補助事業に要する経費	負 担 区 分	
			協議会補助金	事業者
(1) 出展等にかかる経費 (出展料、渡航費、移動費、宿泊費、通訳費、翻訳費)	円	円	円	円
(2) トライアル輸出				
(3) その他				
計				

4 収支予算書

(1) 収入

区 分	本年度予算額
協議会費	円
事業者	
計	

(2) 支出

区 分	本年度予算額
(1) 出展等にかかる経費 (出展料、渡航費、移動費、宿泊費、通訳費、翻訳費)	円
(2) トライアル輸出	
(3) その他	
計	

(備考) 積算内訳書を添付すること

5 事業完了予定年月日

年 月 日

6 添付書類

(1) その他ブランドおおいた輸出促進協議会長が必要と認める書類

第2号様式（第4条関係）

令和8年度輸出プレイヤーの新たな発掘対策事業変更承認申請書

年 月 日

ブランドおおいた輸出促進協議会長 殿

申請者

住 所

名称及び代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった令和8年度輸出プレイヤーの新たな発掘対策事業について、下記のとおり変更したいので、承認されるよう輸出プレイヤーの新たな発掘対策事業費補助金交付要綱第4条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

以下、第1号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更があった箇所のみ記載すること。記入にあたっては、変更前と変更後が比較対照できるように二段書きにし、変更前を上段にかっこ書きし、変更後を下段に記入すること。

2 事業の内容及び計画

事業区分	実 施 時 期		事業概要
	着手年月日	完了年月日	
(1) 出展等にかかる経費 (出展料、渡航費、移動費、宿泊費、通訳費、翻訳費)	(変更前)	(変更前)	
(2) トライアル輸出			
(3) その他			

3 経費の配分及び負担区分

事業区分	総事業費	補助事業に要する経費	負 担 区 分	
			協議会補助金	事業者
(1) 出展等にかかる経費 (出展料、渡航費、移動費、宿泊費、通訳費、翻訳費)	円 (変更前)	円 (変更前)	円 (変更前)	円 (変更前)
(2) トライアル輸出				
(3) その他				
計				

4 収支計画書

(1) 収入

区 分	本年度予算額	比 較	
		増	減
協議会費	円 (変更前)	円 (変更前)	円 (変更前)
事業者			
計			

(2) 支出

区 分	本年度精算額	比 較	
		増	減
(1) 出展等にかかる経費 (出展料、渡航費、移動費、宿泊費、通訳費、翻訳費)	円 (変更前)	円 (変更前)	円 (変更前)
(2) トライアル輸出			
(3) その他			
計			

(備考) 積算内訳書を添付すること

5 事業完了年月日 年 月 日

6 添付書類

(1) その他ブランドおおいた輸出促進協議会長が必要と認める書類

第3号様式（第5条関係）

令和8年度輸出プレイヤーの新たな発掘対策事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

ブランドおおいた輸出促進協議会長

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 令和8年度輸出プレイヤーの新たな発掘対策事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、輸出プレイヤーの新たな発掘対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---------------|---|
| 1 | 補助対象経費 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助条件 | 「要綱第4条の規定を転記」 | |

(備考)要綱第4条第1項第1号の規定による補助事業の変更承認申請書(第2号様式)に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更交付申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第4号様式（第8条関係）

令和8年度輸出プレイヤーの新たな発掘対策事業費補助金交付請求書

年 月 日

ブランドおおいた輸出促進協議会長 殿

申請者

住 所

名称及び代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 令和8年度輸出プレイヤーの新たな発掘対策事業費補助金を精算払(概算払)の方法により交付されるよう、輸出プレイヤーの新たな発掘対策事業費補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 内 訳

(精算払の場合)

(単位：円)

交付決定額	確定額①	概算払既受領額②	差引請求額 ① - ②

(概算払の場合)

(単位：円)

交付決定額①	前回までの 概算払受領額②	今回請求額③	残 額 ① - ② - ③

第5号様式（第9条関係）

令和8年度輸出プレイヤーの新たな発掘対策事業実績報告書

年 月 日

ブランドおおいた輸出促進協議会長 殿

申請者

住 所

名称及び代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 令和8年度輸出プレイヤーの新たな発掘対策事業について、下記のとおり実施したので、輸出プレイヤーの新たな発掘対策事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の効果

2 事業の内容及び計画（実績）

事業区分	実 施 時 期		事業概要
	着手年月日	完了年月日	
(1) 出展等にかかる経費 （出展料、渡航費、移動費、宿泊費、通訳費、翻訳費）			
(2) トライアル輸出			
(3) その他			

3 経費の配分及び負担区分

事業区分	総事業費	補助事業に要した経費	負 担 区 分	
			協議会補助金	事業者
(1) 出展等にかかる経費 （出展料、渡航費、移動費、宿泊費、通訳費、翻訳費）	円	円	円	円
(2) トライアル輸出				
(3) その他				
計				

4 収支精算書

(1) 収入

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較	
			増	減
協議会費	円	円	円	円
事業者				
計				

(2) 支出

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較	
			増	減
(1) 出展等にかかる経費 (出展料、渡航費、移動費、宿泊費、通訳費、翻訳費)	円	円	円	円
(2) トライアル輸出				
(3) その他				
計				

(備考) 積算内訳書を添付すること

5 事業完了年月日

年 月 日

6 添付書類

- (1) 契約書又は見積書の写し、補助事業の経過及び完了を証するに足る写真、領収書又は請求書の写し

(2) その他ブランドおおいた輸出促進協議会長が必要と認める書類

第6号様式（第10条関係）

令和8年度輸出プレイヤーの新たな発掘対策事業費補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

ブランドおおいた輸出促進協議会長

年 月 日付け 第 号で提出された 令和8年度輸出プレイヤーの新たな発掘対策事業実績報告書に基づき、年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、金 円に確定したので、輸出プレイヤーの新たな発掘対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。